

令和7年度 江戸川区立篠崎第二小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

光る子
～心豊かに、たくましく～

人権教育の目標

- ・偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、個人の多様性を認識できる児童を育てる。
- ・社会的に弱い立場にある人々に対する理解を深め、学校や地域社会の一員としての連帯感をもととする児童を育てる。

目指す児童・生徒像

- (低学年) 相手のことを思いやり、仲良く生活できる児童
- (中学年) 一人一人の個を認め、互いに助け合い、協力できる児童
- (高学年) 生命を尊重し、相手の立場を大切にする児童

目標策定の方針

- ・現代社会の要請
- ・児童の実態
- ・家庭、地域社会の実態
- ・保護者、地域社会の願い

人権教育に関する指導の実態把握

- 学び合う授業づくりの共通理解・実践
- 生徒指導の共通理解・実践
- スクールカウンセラーとの連携
- 学校・家庭・地域の連携

人権教育を通じて育てたい資質・能力 (知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面)

- (知識的側面) 人権にかかわる諸概念、人権課題の解決に必要な概念に関する知識、人権侵害を予防する実践的な知識
- (価値的・態度的側面) 人間の尊厳、自己の価値及び他者の価値を感知する感覚、自己についての肯定的態度
- (技能的側面) 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

学年・学級経営

- (生活指導) いじめや暴力などの人権侵害を絶対に許さず、互いの個性を認め尊重し合い、協力し合う学級
- (教育相談) 個人の人権を尊重し、意欲的に生活できるような相談・連携体制の確立
- (進路指導) 職業や将来の進路に関し、個人の希望や有用性を尊重し、認め合える学級

日常的な指導

- ・挨拶は「いつでも・誰にでも」を基本とし、互いに認め合える関係づくりをする。
- ・当番活動においては、公平に役割分担するとともに適切な活動ができるようにする。
- ・遊びの決まりは公平・平等にするようにし、適切に活動できるようにする。
- ・言葉遣い、名前の呼び方は相手の気持ちを考えてできるようにする。
- ・掲示物は、文字や表現に注意し、人権に配慮する・アレルギーや健康状態に十分配慮し、適切な指導を行う

教科等の指導

- 国語：適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに思考力を養う。
- 社会：民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を養う。
- 算数：筋道を立てて考える能力を養う。
- 理科：科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を育てる。
- 生活：自分の生活について考えさせ、自立への基礎を養う。
- 音楽：歌や演奏を通して豊かな情操を養う。
- 図工：ものづくりを通して豊かな情操を養う。
- 体育：体づくり運動をはじめ全ての領域を通して協力・公平などの態度を育てる。
- 家庭：生活への関心を高め、生活を工夫しようとする実践的態度を育てる。
- 英語：言語や文化に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度を育てる。
- 道徳：思いやりをもち、自他の権利を大切にし、進んで義務を育てる。
- 総合：自他の生き方について考えることができるようにする。
- 特活：協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的態度を育てる。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、その他全教育活動において、6年間を見通し、発達段階に即して学ぶことができるようにする。
- ・児童が一人一人の大切さやよさを認め、よりよい人間関係をつくるために、かわり合い、学び合う学習活動を行う。
- ・児童の豊かな人間性をはぐくみ、生命尊重の心情や態度を育てるための指導を行う。
- ・体験的な活動を重視し、人権課題について学ぶことができるようにする。(個別的・普遍的な視点を明確にして)

教職員の研修

- ・人権教育プログラムを活用して、校内で研修する。
- ・都や区の研修会に参加する。

校種間の連携

各校種間で学習指導や生活指導のための連絡会を設け、共通理解を図り、児童指導に役立てる。

家庭・地域との連携

学校における取組の様子や成果を学校便り等で保護者や地域に伝える工夫をする。学年の懇談会や授業参観の機会に人権に関わる内容を取り上げる。